

病児保育室を利用するまで



◆ご利用の対象

生後6ヶ月から小学校6年まで

医師の診断を受けていること（医師による**診療情報提供書兼医師連絡票※1**の記入が必要です）

保護者の就労・病気・冠婚葬祭などの社会的理由により、家庭での保育が困難なこと

◆対象となる病気・ケガの範囲

入院を必要としない病気・ケガであること

子どもが日常的にかかる病気（風邪・下痢など） インフルエンザ、水疱瘡などの感染症

喘息などの慢性疾患 骨折、やけどなどの外傷性疾患

◆費用

① 西宮市内に居住している場合、又は西宮市内の保育所・幼稚園・小学校等に在籍している場合

1日 2000円

（西宮市内に居住している生活保護世帯の方は、減免がありますが、給食費やおむつなどは減免対象になりません）

② 上記①に該当しない場合

1日 4000円

◆利用時間

月曜日～金曜日 8:00～18:00

土曜日 8:00～13:00

※日・祝、12月29日から1月3日はお休みです

必要に応じて7日間まで継続利用できます



pixta.jp - 7977379

◆利用までの流れ

1 登録手続き

利用を希望される場合は、事前に登録が必要となります

「登録申請書」※2に必要事項を記入、押印し、西宮市役所保育幼稚園支援課又は当病児室へ持参してください。（西宮市役所保育幼稚園支援課のみ郵送も可）

2 電話等での利用予約

利用希望日の前日までに、予約をしてください。

※当日のご連絡でも、空きがあれば利用を受け入れています。まずはお電話でご確認ください

3 医療機関の受診

利用の前日又は当日に、かかりつけの医療機関を受診し、「**診療情報提供書兼医師連絡票**」※1の作成を依頼してください

※「**診療情報提供書兼医師連絡票**」※1の作成料は、保護者の負担です

4 利用当日

「**利用申込書**」※3、「**診療情報提供書兼医師連絡票**」※1、「**与薬依頼票**」※4（薬を持参する場合）をご持参ください。

上記の必要書類3点と持ち物、医師の診断結果（病名、安静度など）、お子さまの様子を確認します。

減免対象の方は、生活保護受給者証の原本とそのコピーをご持参ください。

◆当日の持ち物

- ・「**利用申込書**」※3、「**診療情報提供書兼医師連絡票**」※1、「**与薬依頼票**」※4
- ・薬（医師から処方されているものに限る）
- ・着替え2～3枚、下着2～3枚（下痢・嘔吐の症状がある場合は多めに必要）
- ・タオル2枚
- ・ビニール袋（汚れ物入れ）2～3枚
- ・おやつ（お茶は用意します）

※1歳半までのお子様や病気やアレルギー等で制限がある場合は、必ず昼食・おやつ、飲み物をご持参ください。

《必要な場合はご用意ください》

- ・紙おむつ10枚程度
- ・おむつや汚れた衣類などを入れるビニール袋
- ・おしり拭き用のタオル、ウエットティッシュなど
- ・食事用エプロン
- ・粉ミルク、哺乳瓶（お湯を注ぐ状態にして持参・回数分の本数要）



*当日のキャンセルはご遠慮ください。利用の必要がなくなった場合は、必ず前日18:00まで（月曜日に利用する場合は土曜日の13:00まで）に病児室まで連絡してください。

※1 ※2 ※3 ※4